

株式

配当

の特定口座での取引を確定申告される方へ



令和3年分からスマートフォンで申告ができます

確定申告

検索

「確定申告」で検索、または右の2次元バーコードから、確定申告書等作成コーナーにアクセス！

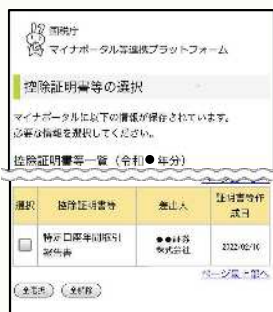


特定口座年間取引報告書の内容は次の方法で入力することができます

マイナポータル連携で取得したデータを利用する



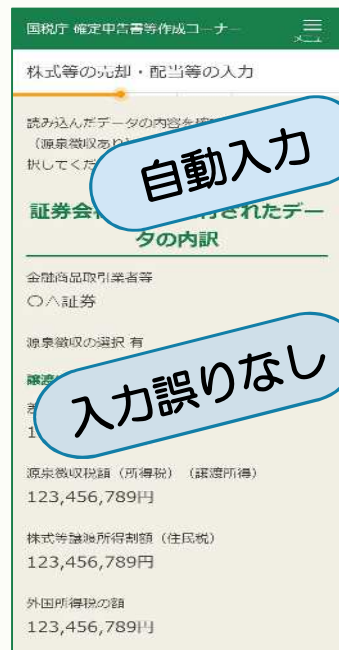
マイナンバーカードをスマホで読み取り



特定口座年間取引報告書のデータ取得画面

取込

画面イメージ



自動入力

入力誤りなし

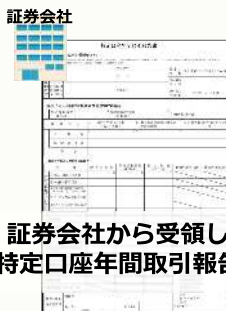
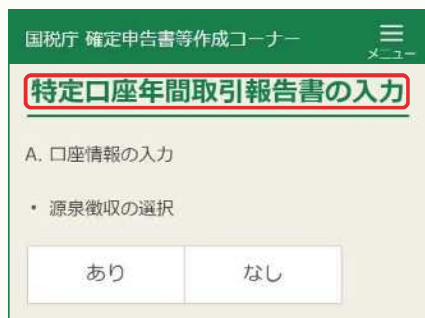
XMLデータを読み込む



証券会社から受領した特定口座年間取引報告書データ

読込

直接入力する



証券会社から受領した特定口座年間取引報告書

入力



データの自動入力

マイナポータル連携

ご利用には、マイナンバーカードの取得及びマイナポータルアプリのダウンロードなどの事前準備が必要です。

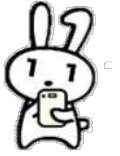
マイナポータル連携※を利用することで「マイナポータル」から特定口座年間取引報告書の情報を取得することができ、その中から申告することを選択した特定口座の情報が**自動入力**されます。

なお、ご利用の証券会社がマイナポータル連携に対応している必要があります。詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧」をご確認ください。

※ マイナポータル連携では、このほかに住宅ローン控除関係、生命保険、地震保険、ふるさと納税（令和4年1月～予定）、医療費（令和4年2月～予定）の情報も取得することができます。



「控除証明書等発行主体一覧」
はこちら



XMLデータの読み込み

証券会社から電子交付を受けた特定口座年間取引報告書（XMLデータ）を読み込むと、特定口座の情報が自動入力されます。

なお、電子交付の方法については取引先の証券会社にご確認ください。

スマホ専用画面の対象範囲

- 給与所得（会社員、アルバイトなど）
- 雑所得（年金、副業など）
- 一時所得（生命保険の満期金など）
- **株式譲渡所得・配当所得**

（**特定口座年間取引報告書**
上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分））

- ・特定口座以外の株式等の譲渡所得等、配当等及び事業所得、不動産所得など上記以外の所得がある方はスマホ専用画面をご利用になれません。
- ・上場株式等の譲渡に係る損失は、その損失が生じた年の翌年分以後3年間にわたり繰越控除できます。この場合、申告する所得がない年であっても、損失を翌年に繰り越すためには確定申告が必要です。

給与所得の方はもっと便利に

スマートフォンの
カメラで撮影し自動入力



ノビヤリ!



給与所得の源泉徴収票

e-Taxで送信

マイナンバーカードとスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）をお持ちの方は、確定申告書をe-Taxで送信（提出）できます。

（マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。）



確定申告書の作成方法は動画でチェック

国税庁ホームページに動画を掲載しています。

動画で見る確定申告

検索

